

## 宮城県戦略的の魅力発信事業 企画提案募集仕様書

### 1 委託業務の名称

宮城県戦略的の魅力発信事業

### 2 履行期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

### 3 業務の目的

県内外に向けて観光、食、移住定住、震災復興、歴史、文化等、宮城の様々な魅力を総合・横断的に広報することで、県外者には宮城ブランドの向上、県内者には地元への愛着心の形成など、本県が持つ魅力の認知度向上により「宮城のファン」を獲得し、更には興味・関心を喚起することで具体の行動変容を図る。

延いては関係人口・交流人口の拡大を通して、将来に渡り活力あふれる宮城県を実現することを目的とする。

### 4 ターゲット層

県内外の全世代とするが、特に10代～30代を中心とした若年層を意識すること。

### 5 委託業務の内容

3で定める目的を達成するため、以下の業務を行う。

なお、本業務の経費内訳において、(1)と(2)に要する経費がそれぞれ同程度となるようバランスを十分に検討すること。

#### (1) パブリシティ活動

##### イ 内容

メディアへのアプローチ活動を行い、全国向けテレビ番組などのメディアで本県の露出を獲得すること。

##### ロ 注意事項

(イ) アプローチを行うメディアは、媒体の閲覧者層等を考慮し、幅広く発信することを想定して選定すること。

なお、テレビ番組については、できるだけ長尺での露出獲得を目指すこと。

(ロ) アプローチする媒体や具体的な番組、コーナー等を提示し、露出の本数を設定すること。また、その選定理由と本数の根拠もあわせて提示すること。

#### (2) SNSでの情報発信

##### イ 内容

(イ) 本県が運用するSNSの現状や課題、ターゲット層のニーズを分析の上、SNS活用のコンセプト及びそのコンセプトを具体化する手法（コンテンツの内容、情報発信の手法、ターゲット、使用する媒体等）を提案すること。

なお、媒体の選定に当たっては、より多くの層に訴求できるよう複数の媒体を活用する等工夫すること。

(ロ) 本県の魅力（観光、食、移住定住、震災復興、歴史、文化等）を紹介するコンテンツを制作し、配信すること。コンテンツの内容は、特定の地域・分野に偏ることのないようにすること。

- (ハ) 本県への興味・関心を高め、行動変容を促す企画を実施すること。実施に当たっては、ターゲット側が利用・参加できるようなインセンティブを与える仕掛けや工夫を取り入れること。(例) プレゼント企画、ユーザー参加企画等
- ロ 注意事項
  - (イ) 本事業で作成するアカウントは、事業終了後も発注者が使用することを想定し、発注者にてアカウント作成を行う。運用は、発注者と受注者双方で行う。
  - (ロ) コンテンツの企画・構成等に当たっては、トレンドを意識し、多くのターゲットに閲覧される構成とすること(投稿するコンテンツは動画に限らない)。
  - (ハ) 庁内の他部署が持つコンテンツとの重複や競合は避け、他のアカウントと連携して相乗効果を図るとともに、ユーザーの利便性向上に努めること。
  - (ニ) 投稿の際には、広告等の配信や視聴者へのリマーケティングなどにより、コンテンツの拡散や閲覧数・フォロワー数増加のための効果的なPRを行うこと。
  - (ホ) 投稿回数や目標閲覧回数・フォロワー数を設定すること。また、それぞれの算出根拠もあわせて提示すること。
  - (ヘ) アカウントの運用開始時に、運用ポリシーを策定し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 効果検証
  - イ 本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値を設定し、SNS調査やWEB調査、アンケート等その他効果的な方法により効果測定を実施すること。また、ターゲット層の意識変化や行動変容等についても検証すること。
  - ロ 検証結果は定期的に報告すること。また、検証結果をもとに、適宜本業務の改善を図ること。
- (4) その他
  - イ 上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。
  - ロ 本事業に関して広告を掲載する際は、別紙3「宮城県広告掲載等基準」に準拠するとともに、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認すること。場合によっては公開を差し止める可能性がある。

## 6 留意事項

- (1) 業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本事業に係る経費は企画提案募集要領第2に記載の事業費から支出すること。
- (4) 本事業の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は県に帰属する。